

付 則

(実施日)

第 1 条 会費の年齢別月額表の適用期間については、毎年1月～12月の暦年とする。

(1)本規則は、2015年1月1日から施行する。

付 則 (2019年4月1日)

1. 本規則は、2019年4月1日から施行する。